

## 平成 30 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 3 月 7 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 3 月 7 日 午後 1 時 07 分 委員長宣告

### 4. 審 査 事 項

#### 1. 付託案件

議案第 29 号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

#### 2. 報告事項

- (1) 将来における同報系防災行政無線の方向性について
- (2) 同報系防災行政無線の火災放送について
- (3) 総合会館と総合会館分室の施設集約について
- (4) 平成 30 年度地方税制改正（案）について

#### 3. 協議事項

- (1) 常任委員会での課題抽出（所管事務調査事項）について

### 5. 出席委員 （8名）

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	山 根 一 男
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	川 合 敏 己
委 員	澤 野 伸	委 員	勝 野 正 規

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	前 田 伸 寿	企 画 部 長	牛 江 宏
市 長 公 室 長	酒 向 博 英	防 災 安 全 課 長	日 比 野 慎 治
管 財 検 査 課 長	安 藤 重 則	税 務 課 長	宮 崎 卓 也
収 納 課 長	吉 田 峰 夫	議 会 事 務 局 長	杉 山 修
議 会 総 務 課 長	松 倉 良 典		

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 書 記	服 部 賢 介	議 会 事 務 局 書 記	山 口 紀 子
---------------	---------	---------------	---------

○委員長（板津博之君） それでは、定刻前ではありますが、皆様おそろいでございますので、総務企画委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

なお、発言する際には、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

初めに、議案第29号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、よろしくをお願いいたします。

まず、資料1の議案書50ページをお願いいたします。あわせまして、資料6の提出議案説明書5ページをお願いいたします。

議案第29号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、平成29年度から補償の算定の基礎となる額の加算額が段階的に変更されたことに伴い、改正するものでございます。

詳しい改正内容につきましては、防災安全課長から御説明いたします。

○防災安全課長（日比野慎治君） よろしくお願ひします。

まず、第5条第3項のほうですが、こちらに定める扶養親族加算額及び加算対象区分につきましては、もともと一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法に定めのある扶養手当の支給額及び支給対象を基準に定められていますので、平成28年11月の給与法改正の流れを受けて、今回の改正となるものでございます。

具体的には、平成30年度以降、損害補償に係る配偶者の加算額を333円から217円に減額し、子については区分にかかわらず加算額を333円に統一。その他の親族についても、区分にかかわらず加算額を217円に統一するものです。

また、今回の改正に合わせ、第2条についても消防作業従事者に係る消防法との準用規定を追加するもので、詳細については、火災等の緊急時においては関係者等が必要となる対応をとることが求められますが、その際に負傷等を負った場合には全て損害補償を受けることができるという趣旨のもので、政令改正時に国からの通知漏れがあったため、今回追加記載するものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第 29 号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 29 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 11 分

再開 午後 1 時 13 分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項(1) 将来における同報系防災行政無線の方向性についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（日比野慎治君） それでは資料ナンバー 1、1 項目めの将来における同報系防災行政無線の方向性について御説明いたします。

まず、防災行政無線の使用機器の現状ですが、アナログ子局の約 85%に当たる 158 局が既に 20 年以上経過していますので、部品交換を伴う大規模修繕が難しくなっています。また、情報を受け取る側の状況として、住宅性能の向上により窓を閉め切った室内では放送が聞こえにくくなっていて、特に豪雨や防風時にはほとんど聞こえないといった現実があります。今後、住宅の省エネ基準の向上とともに、この傾向はより一層強くなると推測されるところでございます。

国におきましては、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令等が改正されており、平成 34 年 11 月末日までにこの許容値をクリアできない無線設備については、その後の使用ができないこととなっています。

しかし、本市においては、今年度行った調査の結果、このスプリアス規格を満たしていることが確認できましたので、フィルターの設置やデジタル機器への更新をしなくても継続して使用することができることから、当面は無線設備の保守点検と軽微な修繕を行いながら有

効に活用していくこととしたものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（勝野正規君） 説明は今ので終わったと思うんですけど、トータルの説明をしてもらわないと質疑のしようがないと僕は思って臨んだんですが、まずいですか、それでは。

○委員長（板津博之君） 今、2つ目の項目……。

○委員（勝野正規君） 同じ同報無線のことなんで。

○委員長（板津博之君） 一応、ごめんなさい、議事進行上は1と2で分けてありますので、今現在は将来における同報系防災行政無線の方向性についての説明のみということになりますので。

○委員（勝野正規君） 改めまして、ごめんなさい。

大規模修繕は難しくなっているということは、逆に捉えたら、下の部分が入ってきちゃうんですけれども、一部軽微な補修、メンテはやっていくんですけれども、壊れていったやつはもうそのまま廃棄という方向になっていくんですか。

○防災安全課長（日比野慎治君） やはり部品の調達とかはもうかなり難しくなっていて、それが調達できれば交換等も可能かと思えますけれども、やはり耐用年数も倍ぐらい超えているということで、それについてはかなり難しいという見解でございます。

災害緊急情報等につきましては、既にすぐメールとか、4月からスタートするFMららの割り込み放送等でお知らせすることが可能となってきたと思えますけれども、そのほかに行政情報、例えば地域の情報とか資源回収のお知らせの話とか、そういったものを今後どういった形で市民にお伝えしていくかということと詰めていきながら、防災無線をどうしていくかということも判断していくということになると思えます。以上です。

○委員（勝野正規君） 今、いいことを言っていて、今後、集団資源回収とかのお知らせをどうしていくかというのはあるんですけれども、これを聞いて、要は部品をかえないという話になってくると、186基あるやつが順番順番になくなっていくということになってくると、私たち議員として地元へ帰っての説明は、もう古くなったから部品の対応ができないからもう行政としてやっていかないよという説明しかできなくなっちゃうんですけども、ただ去年の12月に補正していただいた割り込み放送とか、ららアプリとかやっていて、情報発信としては非常に有益なものですけれども、この防災無線というのは、本当に雨の日とか豪雨のとき聞こえないよという話もあろうかと思えますけれども、外におった場合、非常に有益な情報手段、予算書の事業説明のところにも重要な情報手段ということのはっきり書いてあるにもかかわらず、ちょっと後退的なことをやろうとしておるんで、何とかありませんでしょうか。

○総務部長（前田伸寿君） 一応、今課長が申しあげましたように、災害情報と、それから一般の行政連絡情報とございます。屋外にいてという話がございましたが、まず1点、災害については、やっぱり昨今、住宅の気密性が高くなっておって、実際の災害時に外におるとい

うことがあるのかどうか、ちょっとわかりませんが、室内におつては全く聞こえない状態であるということで、これにかわるものとして、やっぱりすぐメールかに、それからこの4月から運用を開始しますFMららの割り込み放送、これで実施をしていきます。

一般行政情報については、今、廃品回収とかいろいろなイベント行事とか選挙とか、行政の中からいろいろな情報を提供しておりますが、こういったものについては今の行政無線にかわる代替手段をこれから検討してまいります。

直ちに廃止ということは考えておりませんので、使えるうちは使っていきますので、これがいつになるかということとはわかりませんが、少しでもかわりの手段が使えるような形で対応をしていきたいというふうには考えております。

特に災害時に、やっぱり高齢者世帯とか独居とかあります。こういった世帯に対して、レッドゾーンとかにお住まいの方については、これは一般質問のときにも答弁させていただきましたが、こういったときに危険なところにお住まいの方へタイムリーに情報を届ける仕組みを地域、それから消防団と連携しながら、これからちょっと仕組みを構築していきたいというふうには考えております。

今の、屋外におつてどうかという質問にちょっと答えられているかどうかわかりませんが、そういう形で代替手段は検討していきたいというふうに考えます。

○委員長（板津博之君） ちょっとごめんなさい。

私の議事進行がまずかったので、今質問が2番目の同報系防災行政無線の火災放送のほうにわたっておりますので、2番目のほうの説明も先にお願ひしてよろしいでしょうか。

○防災安全課長（日比野慎治君） では、2項目めの防災行政無線を利用した火災放送について、御説明いたします。

現在、可茂消防本部の集合型遠隔装置を管内の2市7町で利用して火災放送を行っていますが、この装置の導入経費と保守経費を放送回数で割り戻した場合、1回の放送経費は約30万円かかっております。

現在の機器は平成16年に導入されたもので、老朽化によりいつ故障してもおかしくない状況と聞いており、可茂消防からは機器を更新して放送を継続するかどうか、各市町へ判断を求められていました。

数年後に必要となる音声合成装置の更新も含めると、更新経費約4,770万円に加え、約360万円の保守料が毎年必要となり、この経費については火災放送を継続する市町で負担することとなります。

そういった条件の中で、本市としては、消防団員が既に可茂消防から提供される災害メールに登録していて、たとえ防災無線が聞こえない状況であっても火災情報を入手できる体制をとっていますので、多額の経費が必要となる更新には加わらないとしたものでございます。

なお、本市と美濃加茂市が同様の判断をしております、1年後の平成30年度末をもって両市が放送を終了することとなります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、済みません、1番目の件も含めてでも結構です。質疑を

行いたいと思います。

○委員（林 則夫君） 同報無線を始めたのは昭和何年やったな。昭和 58 年。そうかな、ちょっと食い違いがあるような気がするんだけど。

○委員長（板津博之君） 済みません、私が許可してから発言してください。

○総務部長（前田伸寿君） 現在の機器は、平成 9 年に整備し始めたものがありますけど、その前の段階として、正式開局としては昭和 58 年 3 月に 103 基でしたかね、基地局が。今は 188 基ありますが、開局したのは昭和 58 年 3 月で、市内に子局が 103 基という形で開局をしたという記録でございます。

○委員（林 則夫君） ちょっとギャップがあるような気がするんですが、実は昭和 55 年に、青少年健全育成のために小・中学生に帰宅時間を知らせようということで僕が提案しまして、そして今の夕焼け小焼け、あれを同報無線で流してもらおうようにしてからことしで三十七、八年になるわけなんですけど、今後ともそうした意味で継続をしていただけるとありがたいなと思っておるわけなんですけど。

昭和 55 年でも 58 年でもそれはいいですけども、僕の記憶としてはそういう記憶があるんですが、ぜひ子供たちの帰宅時間を知らせるような形で継続していただけるとよろしいかなと思っておりますので。

○総務部長（前田伸寿君） 済みません、ちょっと記録を見ましたら、昭和 58 年 3 月に本格的に業務を開始したということでございますので、多分その何年か前には順次整備し始めておって、多分試験運用的に開始したということは想定されます。

今の子供の帰りの時間ですが、現在も流しておって、現段階でこれをすぐとめるとかという話ではありませんので、今も説明しましたように使えるうちは使っていきますので、それがいつになるかというのは現段階ではわかりませんが、今後も一応点検の意味を込めて今流しておりますので、そういった状況でこれからもある間は流していくと、こういうことになります。

○委員（林 則夫君） わかりました。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

○委員（勝野正規君） 2 市 7 町というのは、今も東白川村はやっていないということで解釈しておいていいですか。

○防災安全課長（日比野慎治君） はい、そのとおりでございます。

○委員（勝野正規君） 集合型遠隔装置で火災放送を平成 30 年度末をもっておやめになる方向であるということなんですけれども、やりたいところがあったら、1 町だけあったらそこで全部負担するということになるけれども、全部がやめちゃったということになったら、もう可茂消防のこの遠隔装置というのは更新はないという解釈でよろしいですか。

○防災安全課長（日比野慎治君） はい、可茂消防としては廃止の方向で考えた中で、どうしてもやりたいところがあったら継続してやりますけれども、経費については手を挙げたところで負担をしてくださいという話が来ているものでございます。

- 委員（勝野正規君） 例えば、負担金で求められてくると思うんだけど、可児市だけがやると言ったら可児市だけで負担するということなのか、可茂消防事務組合から来る負担金が可児市だけそれだけ上乘せられて請求があるというふうの方向でいいですね。
- 防災安全課長（日比野慎治君） 請求、支払いの方法については明確にされていませんが、こちらに係る分としては手挙げ方式で、手を挙げたところが負担するというので、それを分担金の中にうまく計算で落とし込むのか、その辺のところの説明はまだございません。以上です。
- 委員長（板津博之君） ほかに。
- 副委員長（山根一男君） ちょっと整理させていただきたいんですけど、平成 30 年度末をもって中止するのは火災に関する情報であって、それ以外のことは、平成 34 年 11 月末までに満たさなければならないスプリアス規格もクリアしているということですから、マストが本当に使えなくなるまでやり切るということで、火災に関しては、どこどこ地内というあれはなくなるということですね。
- 防災安全課長（日比野慎治君） そのとおりでございます。
- 副委員長（山根一男君） あともう一つ参考までにお聞きしたいんですけど、デジタル機器に更新する場合は 5 億 8,000 万円という額まで出ています。これは例の談合があったところは、これを採用しようとしているところだと理解していますけれども、どういう計算式でこの 5 億 8,000 万円が出てきて、それをやめた経緯、説明がもしかしたらあったかもしれませんけれども、もしごくとしたところで結構ですから教えていただけませんか。
- 防災安全課長（日比野慎治君） この 5 億 8,000 万円につきましては、私どもがデジタル化した場合にどれだけかかるかという積算をとったものの数字でございまして、新聞報道されている県との関係はちょっとわかりません。
- 副委員長（山根一男君） デジタル化するということは、どういうことですか。全部を直すということでこういう金額が出てきて、その直すことによって雨でも聞こえるようになるのはちょっと思えないですけども、どういう結果になることが期待されたけれどもやめたという、その経過だけ教えていただけますか。
- 防災安全課長（日比野慎治君） 気象情報によって聞こえる聞こえないという話は別なところで考えておりまして、この老朽化してきたアナログ子局 186 基をデジタル化した場合に、ほかに少し親機等もさわらないといけない部分がありますけど、そういうのを加味しますと約 5 億 8,000 万円になるという積み上げでございます。
- 副委員長（山根一男君） ということは、ただアナログがデジタルになるというだけで、別に特に意味がないといえますか、そういうことでこれは却下してという結論だということですね。
- 防災安全課長（日比野慎治君） 意味がないということでは考えていないんですけど、デジタル化することによって音声が少しくリアになったりという効果はあるんでしょうけど、全てをデジタル化していく経費をかけてまでの事業ではないという判断をしているということ

でございます。

○副委員長（山根一男君） わかりました。

そうしますと、いずれにしましても年間保守経費というのは、ここにある金額とは別にかかるわけですね、修理しながら使っていくということですから。それに対してこういう4,770万円というまとまったものが回避できると。違うんですか。

○総務部長（前田伸寿君） 済みません、1の同報系防災無線については、基本的には消防署の火災放送も流れますけど、これは市が所有しておる、設置しておる防災無線であって、ほとんどが市が流す情報とかJアラートとかです。下の2番の火災放送については、これは機械が可茂消防事務組合の中消防署、本部にあって、そこから流すんです。ボタンを押すことによって可児市に流れるというもので、4,770万円の経費というのは、可茂消防事務組合が設置する機械についてなんです。このデジタル化するとかしないという話とはちょっと分けて考えていただかないと、直接結びつくものではありませんので。

○委員長（板津博之君） 要は、今の説明にあったとおり、ここに書いてある4,770万円と年間の保守経費というのは、同報系のデジタルの無線ではなくて、中消防署で管理されているものに係る経費ということではなかったですね。

○副委員長（山根一男君） それは理解いたしました。

要は今ある186局をとりあえず維持していくという経費はまた別に可児市としてかかるし、可児市の市役所からそれを発信することは今までどおりやっていくということで、その中で火災についてはもうやらないという方針だということではいいですね。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑。

○委員（川合敏己君） 説明の中にもありましたんで、いま一度確認なんですけど、2の同報系防災無線の火災放送については、消防団員はいわゆる携帯を持っている方がもうほとんどで、情報はすぐに伝達される状況になっているんで、この役割は終えたよと。だからこれは廃止してもいいんじゃないかという、そういうところですね。

ということは、2の同報系行政無線の火災放送については、もともと消防団員のためのものだったんですか。

○防災安全課長（日比野慎治君） 当然消防団員の出勤に直結しないといけないので、その部分はありますし、あと例えば自治会長さんとか、火災が発生しているところの近くの自治会員の方にもお知らせする意味で、この可茂消防が出している災害メールとは別に、すぐメールでもその災害メールを転送する形で情報を流していますので、そちらでもカバーができるという考えを持っております。

○委員（川合敏己君） わかりました。

多額の費用がかかる部分の話なので、例えば自治会長研修会等でこういうふうに登録してくださいよと、であれば火災情報も入りますからというような、今後は指導も徹底されながら、要するに火災情報も関係者には入るようにしていくということですね。

○総務部長（前田伸寿君） 今、御指摘がありましたように、既に自治会長研修会等で自治会

長さん方にはすぐメールかのに火災情報については登録をしていただくように促しております、かなりの自治会長さん方には登録をしていただいております。

そのすぐメールかのに、実際の火災の火点が、住宅地図を添付した、そこにその火点の位置を住宅地図に落としたものを添付しておりますので、火災の場所もすぐわかると。火事があったということはわかりますけど、防災無線でどこが火事だというのが、やっぱりかなり聞き取りにくいというような苦情も寄せられておって、実際に消防団が防災無線だけだとどこへ出動していかかわからないという状況もありましたけれど、今の火災メールを使うようになって、現場へ行くということがスムーズになったということもございますので、そういった意味で今後はこれ一本でということで行きたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（可児慶志君） 2のほうはおおむね、ここの部分については了解できる部分もありますけど、全体を通していうと、市民部の関係で自治連絡協議会でどう話されたかちょっとわからないんですけど、地域のコミュニティーにとってみれば結構重要なツールだというふうに感じているんですね。

先行き行政無線がなくなっていった場合に、コミュニティー形成における悪影響というものというのは、市民部の所管のほうでは対応というのは考えてみえるんやろうかね。

○総務部長（前田伸寿君） この方向性を出すに当たって、教育委員会、学校関係、それから公民館、地域関係で市民部、それから選挙で総務課、健康被害の情報も出していますので、基本的に防災行政無線を使って一般行政情報を発信しておる所管課と打ち合わせをさせていただいて、基本的にはやっぱり代替手段が必要ということもございますので、まだ今すぐ廃止ということではございませんが、やっぱりかわる手段を何とか構築しないと、やっぱりなくすということは難しいということは考えておりますので、そこら辺も含めて早急に代替手段を考えていきたいというふうには思っています。

○委員長（板津博之君） この件について、ほかに。発言ございませんか。

ちょっとじゃあ1点だけ私のほうから。その代替手段はいつごろまでにとというような見当はあるんですかね。

○総務部長（前田伸寿君） やっぱり代替手段になりますと、単純にPRするというだけではないので、やっぱりそれなりのツールが必要になりますんで、そういうことも含めるとやっぱり予算等も必要になってきますので、できるだけ早い時期にとは思いますが、いつまでにとすることはちょっと今の段階ではお答えできないということもございますし、将来的に、もし防災無線をなくすということであれば、きのうのきょうですぐなくすという話ではできませんので、当然住民の方にもある程度の期間をもって周知した上でそういう方向にしていきたいというふうには考えています。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（澤野 伸君） ちょっと代替の部分で、例えば有線、昔あったような有線の方式で、例えば箇所数を減らした場合につながるのであれば、有線の代替というのは考えの中にありま

すか。

○総務部長（前田伸寿君） 今議員がおっしゃられたとおり、昔は有線というのがあって、各家庭の中においてそこから出ておったと。それにかわるものとしてケーブルテレビが普及したときに、屋内に告知スピーカーがありましたよね。あれがアナログからデジタルにかわったときに大分撤去されたということで、まだ若干は残っておりますけど、あれが現在ケーブルテレビのサービスとして、現在も防災無線の内容が流されておるという状況ですけれども、これについては今ケーブルテレビのほうで平成 30 年 9 月末で終了するそうです。これはケーブルテレビのサービス事業になるので、市のほうでとやかく言えることではありませんけれども、あれも家の中において勝手に情報が流れてくるので、聞こえるツールの一つだと思いますので、この代替手段として検討していくツールとしては検討の余地はあると思いますけど、今の段階ですぐそうしますということではありませんので、研究する中ではツールの一つとしては考えていきたいというふうには思います。

○委員（澤野 伸君） 各家庭の部分については、僕はラジオのほうがいいと思っているんですけど、僕の言った有線というのは、今防災無線を発信する塔がありますよね。あそこに直接有線で結んで、キャッチしてやるのを無線の受信の部分の有線に切りかえたらということなんです。今、無線で拾って放送をかけていますよね。子局の部分の話ですけど、それを有線に切りかえるということは難しいんですかね。

○防災安全課長（日比野慎治君） 済みません、ちょっとその有線化というのは、試算もしたことがないですし、お答えができません。

○総務部長（前田伸寿君） その有線でというのは、子局を全部電柱を通すような形で、全部こう、結ぶということですか。

○委員（澤野 伸君） 今、実際ケーブルテレビがあるんで、それを利用してうまく技術的にできないかということです。要はそのケーブルを使って、そこから枝線で各 186 基の子局をつないでしまうとネットワークでつながらないかなあと思っただけなんですけど、今ケーブルテレビのケーブルがあるんで、既存の。それを使って枝線でいけないかなというように、ちょっと思いつきみたいな話で申しわけないですが、そういった技術的な話は出てなかったかなあ。

○総務部長（前田伸寿君） なかなかそういう発想には至りませんでしたので、ちょっと試算してみないとわかりません。できるかどうかはわかりませんが、やっぱり子局って必ずしもケーブルテレビ網のそばにあるところばかりじゃなくて、山奥にあったりということも考えると、かなり支線を延長したりなんかする費用がかかりますので、今言われたことはちょっと一つのツールとしては研究の材料に含めていきたいというふうには思います。

○委員長（板津博之君） ほかにございせんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項 3. 総合会館と総合会館分室の施設集約についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○管財検査課長（安藤重則君） それでは、資料ナンバー 2-1 と 2-2 を御用意願います。

まず最初に、資料ナンバー 2-1 でございますが、総合会館と総合会館分室の施設集約についてを御説明いたします。

なお、先ほどの予算決算委員会で御説明させていただいた内容と重複する部分もありますが、再度説明をさせていただきます。

総合会館と総合会館分室との施設集約については、平成 29 年 3 月に策定した可児市公共施設等マネジメント基本計画における施設の効率的な運営の観点に基づき、両施設の機能の再配置を行うことで施設を集約するものです。このことにつきましては、平成 28 年 3 月議会の総務企画委員会で御説明をさせていただきましたが、その後の経緯と今後の予定等について、下記のとおり御報告をさせていただきます。

まず 1 つ目ですが、事業の経緯及び今後の予定について、平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、各入居団体に総合会館分室の閉館及び移転についての御説明をさせていただきました。その後、平成 28 年度に総合会館改修設計業務を行い、平成 29 年 5 月には設計図をもとに各入居団体の総合会館への移転について詳細な説明及び協議をさせていただき、了承をいただいております。

今後の予定といたしましては、平成 30 年 5 月、こども健康部が子育て健康プラザに移転します。その後に、6 月ぐらいから総合会館改修工事に着手したいと考えております。

この改修工事は、平成 31 年 3 月に完了させる予定で、予定では平成 31 年 4 月に各入居団体に総合会館へ移転をしていただく予定です。また、その移転後に分室を閉館した後は、解体工事に着手する予定です。

2 つ目の総合会館改修工事の概要ということにつきましては、先ほどの予算決算委員会で説明させていただきましたので、詳細な説明については省略させていただきますが、金額、内容については記載のとおりでございます。

なお、工事期間中においては、原則会議室と 5 階の大ホールは使用できなくなりますが、ただし確定申告と選挙事務については対応できるようにしたいと考えております。

続きまして、裏面へ行っていただきまして、入居団体への対応についてということで、今回新たに入居する団体、10 団体ございます。配置については、資料ナンバーの 2-2 をご覧ください。

まず 1 枚目ですが、これ 1 階になりますが、図面上が北側、下が南側となります。真ん中右に玄関がございまして、玄関をに入って右に進んでいただくとハローワーク、その西側に教育研究所というような配置になっております。

続きまして 2 枚目ですが、2 階になりますが、北側にかに N P O センター、南側に東から可児ロータリークラブ、可茂ロータリークラブ、可児青年会議所、可児ライオンズクラブ、人権啓発センターに入居していただきまして、そのほかには会議室を 1 部屋設ける予定です。

続きまして 3 枚目ですが、3 階になりますが、北側に可児土地改良区、南側は可児商工会

議所で現状どおりでございます。

続きまして4枚目でございますが、4階は全て会議室となります。会議室は5部屋設けております。

最後に5階ですが、現状の大ホールのそのままということでございます。

それでは、資料2-1に戻っていただきまして、引き続き3つ目ですが、今のレイアウトをまとめたのがこの表となっております。

入居団体に対しましては、平成29年5月に配置先について説明を行い、詳細についても協議をし、了承をいただきました。（資料の記載、「平成28年5月」を「平成29年5月」に訂正）また、工程についても説明をし、予定では平成31年4月に移転をしていただくことで了承を得ております。

続きまして4つ目ですが、総合会館分室の閉館及び解体撤去についてということですが、総合会館の改修工事が完了後、平成31年4月に入居団体に移転をしていただき、閉館後、建物の解体撤去工事に着手します。解体撤去費用といたしましては、6,050万円ほどを予定しております。

最後に、総合会館分室の跡地利用についてということですが、先ほどの予算決算委員会の説明の繰り返しとなりますが、建物撤去後は子育て健康プラザ、多文化共生センタープレミアの駐車場用地として利用をいたします。その後の利用については、状況を見ながらということになりますが、有効利用が図られるように考えていきますので、御理解をよろしく願います。

以上、御報告のほうをさせていただきました。

○委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

○委員（川合敏己君） 本当にスムーズな移転ができるといいなとは思いますが、ちょっと基本的なところで教えていただきたいんですけども、そもそも市が管理するこの建物、総合会館分室から今度総合会館のほうに移るわけです。ここに入っている団体、どうしてこの団体が入っているのかというのをちょっと知りたいんです。

要するに、既得権、商工会議所は、あそこは多分財産としてあのフロアを持っていらっしゃるんだと思うんですけども、それであそこにいらっしゃる。ちょっとそこら辺を教えてくださいませんか。わかれば。

○委員長（板津博之君） 答えられますか。

○管財検査課長（安藤重則君） 総合会館におきましては、昭和57年に建設をされておまして、そのときに可児商工会議所、あと可茂ロータリークラブを除く団体に寄附金をいただいております。可茂ロータリークラブにつきましても、平成8年に総合会館分室に入っていたときに、一応ほかの皆様と同等の寄附金をいただくということでいただいております。平成8年に市の都合によって総合会館分室のほうに移転をしていただいたわけなんですけど、こういった経緯もございまして、また戻っていただくということで入居をしていただくこととなります。以上です。

○委員長（板津博之君） 川合委員、よろしいですか。

○委員（川合敏己君） 寄附金を払えば、こういう施設に入れるということなんですかね。

私が聞いたのはそういうところではなかったんですけども、ちょっとわからなければ今回は結構です。

○管財検査課長（安藤重則君） 入居に関しての詳細については、ちょっと把握できておりません。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（澤野 伸君） 選考理由って、じゃあどうなるんですか。差し戻っていいですか。この団体をここに入れるという選考、さかのぼればそういうことになりますけれども。よろしいですか。

○委員長（板津博之君） 選考理由ということでもお答えをできませんでしょうか。

○総務部長（前田伸寿君） 選考理由といいますと、その当時、総合会館は多分昭和 57 年に竣工していますけど、そこへ入居したときの、どういった団体を選定したかということですか。

当時の書類自体があるかどうか確認しないと明確な回答ができませんが、これ以上に応募があつて、そこで選定したということではなかろうかと思いますが、限定した答えが今の段階でできませんので、また調べまして御報告させていただきたいと思います。

○委員（川合敏己君） なぜそう聞いたかというのと、一つは既得権としてずうっとこのままいくのかというのが正直あるんです。というのは、ある一企業から、あそこに入っている団体があるんだけど、うちは入れないかなあとかという声を、実はもう 8 年ぐらい前に聞いたことがございました。そのときに、可児商工会議所のほうは既に財産として所有しているようなことを、ちょっと僕伺ったことがあったんですけども、その他の団体に関してはそういうことじゃなくて、賃料を払って入っていらっしゃるというようなことを聞いたもんですから、まさに澤野委員がおっしゃったように、どうした選考基準であそこに今の団体が入っていらっしゃるのかというのをちょっと伺いたかったし、あとは今後そういった入れかえというのがあり得るのかどうかということもちょっと知りたかったなあというふうに思いましてお伺いいたしました。以上です。

○委員長（板津博之君） 今、後段の部分で、今後入れかえるという可能性についてはお答えできますか。

○総務部長（前田伸寿君） 現段階で想定はしておりませんので、そういったこともあわせてまた御説明させていただきたいと思います。

○委員長（板津博之君） じゃあ、この件についてはまた後ほどというか、手段はちょっとわかりませんが、また執行部のほうから答弁をいただきたいと思います。

ほかに、この件について。

○委員（澤野 伸君） 細かいところごめんなさい。教えてください。

資料ナンバー 2-2 です。1 階の 1 ページ目ですが、学習室、プレイルームとありますが、

これの利用というのはどういったものかと、あと1階の部分でさつきクラブとありますが、ごめんなさい、ちょっと私把握していませんので、どういったものなのか教えてください。

○管財検査課長（安藤重則君） 学習室とプレイルームにつきましては、教育研究所の中で、現在分室でいろいろ子供たちに学習を、相談とかを踏まえて学習を行う部屋ということで、プレイルームについてはそういった学習の一環として教育研究所が希望ということで設置しております。

あと、さつきクラブにつきましては、これは人づくり課の所管になりますが、外国籍の子供で中学校を卒業して、高校へ進学したいんだけどできないという外国籍の子の教室であるというようなことを聞いております。以上です。

○総務部長（前田伸寿君） 教育研究所につきましては、スマイリングルームといたしまして、不登校児童・生徒の対応をしていただいておりますけれども、そういった機能で使っていただくという部屋になります。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について。

○副委員長（山根一男君） もう一つ単純なところですけど、4階の図のところを選管というのがありますけど、これは選挙管理委員会なんですか。

○管財検査課長（安藤重則君） 4階につきましては、選挙管理委員会事務局の資材とかの倉庫ということになります。

○副委員長（山根一男君） 資材置き場というと、人がいるわけじゃないですね。

それと、使用料金というのは今までもあったと思うんですけど、それはこういう改修をしても同じように、あるいは総合会館分室と総合会館と一緒にだったか違ったかわかりませんが、その辺は取り決めはされているのでしょうか。

○管財検査課長（安藤重則君） 使用料金につきましては、条例で総合会館と総合会館分室は同料金となっております、今回市の施設集約という将来的な維持管理上の集約ということになりますので、現状のまま使っていただくこととなります。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。よろしいですか、副委員長。

○副委員長（山根一男君） さっきのことですけど、やはり市民からすると非常にきれいなところに入っていいなというか、ここに入る基準は何だろう、自分はいれないかと思うところが僕も以前に聞いたことがありますので、やっぱり何らかの取り決めというか基準をつけておかないと僕らも市民に説明をつきにくい、歴史上そうだからそうなんだというのでは、やっぱりちょっと弱いような気がするんですけど、今後ということで希望ということでお願いしたいと思います。

○委員長（板津博之君） 今のは希望ということですので。

ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項4. 平成30年度地方税制改正（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長（宮崎卓也君） 資料ナンバー3をごらんください。

平成30年度地方税制改正（案）の概要について御説明いたします。

これにつきましては、現在国会、今参議院のほうに提出されているところでございますが、そこで審議中でございます。総務省のほうから法案の概要が公表されておりますので、今現在わかっている範囲ということですが、その内容を御報告いたします。

今回はここにあります資料のとおり、大きく分けまして5項目ございます。これはいろいろ県税とかもまざっていますので、そのうちの市税に関する部分について説明させていただきます。

まず1項目め、固定資産税等です。

そのうちの内容の1点目、土地税制につきましては、現在これは実施中の固定資産税、都市計画税の負担調整措置というものを、平成30年度から引き続き3年間延長するというものがございます。負担調整措置と申しますのは、昔、路線価等が導入されましたことによりまして、急激に評価額が上がったような住宅用地以外の宅地と言っているんですけど、それにつきまして課税標準額を段階的に引き上げていく。急激なものを抑えて段階的に引き上げていく。そうすることによりまして、急激な税負担の増加を抑制するというような調整措置でございます。これを3年間延長すると。この改正につきましては、延長ですから平成30年4月1日から施行ということでございます。

内容の2点目でございますが、これはちょっと山田議員の一般質問にも少し出ておりましたが、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援でございます。

国が提唱いたします生産性革命集中投資期間、平成30年から平成32年までの3年間ですが、この期間中における臨時異例措置といたしまして、地域の中小企業による設備投資の促進、これに向けまして一定の要件を満たす中小企業が所有いたします償却資産、これに対します固定資産税の軽減措置を実施するというものでございます。

具体的な内容といたしましては、市がまず策定いたします導入促進計画というものに適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるということで、市の認定を受けた中小企業者の先端設備等導入計画、これは中小企業者のほうの計画ですね、その導入計画に記載された一定の機械、装置などで、平成33年3月31日までの間に取得されたもの、これに係ります固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロから2分の1の範囲内において市の条例で定める割合とするものです。

この改正につきましては、生産性向上特別措置法の規定により行われるものですから、その施行日から施行されるということになっております。まだこの法律が未施行ですから、その施行日から施行されるということになっております。

先ほどのゼロから2分の1の市の条例で定める軽減の割合ですが、この軽減率につきましては、条例改正でございますから6月議会へ提出予定でございます。

2項目めですが、個人所得課税の見直しでございます。

まず、その中の内容の1点目、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替につきましては、給与所得控除及び公的年金等控除を現行から控除額を10万円引き下げまして、逆に基礎控除のほうを10万円引き上げるというものでございます。給与所得者と公的年金等所得者については、要は行って来いの話なので影響はありませんけれども、給与所得とか公的年金等所得が両方ないような方は、基礎控除がふえた分市民税が軽減されるということになるかと思えます。

内容の2点目、基礎控除の見直しにつきましては、これは1点目で出ましたが、現在一律である基礎控除額、改正前は33万円なんですけれども、この現在一律である基礎控除額を所得金額に応じて逡減するように改正するというものです。

具体的にはここにありますように、所得金額が2,400万円以下の方は現行33万円から10万円上げた43万円が基礎控除額になる。2,400万円超え2,450万円以下の方が29万円、2,450万円超え2,500万円以下の方が15万円、そして所得金額が2,500万円超えの方が基礎控除適用なしというような改正となります。

次の内容の3点目、給与所得控除・公的年金等控除の見直しについてですが、こちら給与所得控除につきましては、現行では給与の収入額が1,000万円超えの方については一律220万円の控除額としている上限があります。これを改正によりまして850万円超えの場合は一律195万円の控除とするように引き下げられるというものでございます。また、今まで上限のなかった公的年金等控除のほうですが、こちらも公的年金等の収入額1,000万円超えの場合は一律195万5,000円の控除とするという、上限を今度新たに設定するというものでございます。

この改正はいろいろな調整措置とか準備が必要となる関係で、平成33年1月1日から施行、2年後施行ということになっております。

資料の裏面をごらんください。

3項目めの地方のたばこ税についてでございますが、たばこを吸われる方はちょっとあれですけども、平成30年10月1日から3段階で、段階的にたばこ税が引き上げられるというものでございます。

具体的には、現在1,000本当たり5,262円の税率を、平成33年10月1日までに3段階で6,552円まで引き上げると、だから市税でいうと1,290円上がると。県税と合わせると1,500円上がるという計算になりますが、6,552円まで引き上げられるというものでございます。

平成30年10月1日においては、まず第1段階の引き上げがございまして、市税としては5,692円へ引き上げられます。

もう一つは、加熱式たばこでございますが、この加熱式たばこについては、市税のほうは課税方式が紙巻きと同じ方式であったものを、今回、もう既に国が導入しております方式ですけど、新たに国のたばこ税と同様の課税方式に変更するというもので、これについては5年間で段階的に課税方式を移行していくというような調整措置をとるということになってお

ります。この改正につきましては、先ほどちょっと出ましたけど平成 30 年 10 月 1 日から第 1 弾が施行されるということになっております。

4 項目めでございます。地方税の電子化です。

これについては、俗に言われます e L T A X の利用促進を図るための改正でございます、このうち市に関連する項目は、ここの中の 1 点目と 3 点目でございます。

1 点目は、共通電子納税システムの導入でございます。

これは e L T A X システムを利用して納税される場合、その収納事務を e L T A X 運営主体と金融機関が共同収納を行いまして、それらを経由して地方公共団体へ払い込まれる仕組みとするものでございます。結局どうなるかという、納税義務者が自治体別に現在払い込んでいる税金が、e L T A X 運営主体を通じて一括で払い込めるという仕組みになるということでございます。この改正は、平成 31 年、1 年半後ですね、平成 31 年 10 月 1 日から施行されるということになっております。

この e L T A X の 3 点目の話ですが、税務手続の電子化推進のために資本金 1 億円超えの普通法人に対して、国税と同様に法人住民税等の電子申告を義務づける、今は義務づけではないものを義務づけるというものでございます。この改正は、もう少し後の平成 32 年 4 月 1 日から施行ということになっております。

あと最後の 5 点目、主な税負担軽減措置等につきましては、これは 4 点ありますけれども、実は可児市に関係してくるのは最後の 4 点目だけです。

現行、昭和 39 年ごろから既にやっているんですけど、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を平成 32 年 3 月 31 日まで 2 年間延長していくというもので、この新築住宅の減額措置というのは皆さん御存じだとは思いますが、新築後 3 年間、長期優良住宅は 5 年間ですけども、固定資産税を 2 分の 1 減額するという措置でございます。これを 2 年間延長するというものでございます。この改正は、延長措置ですから平成 30 年 4 月 1 日から施行されるということになっております。以上です。

○委員長（板津博之君） それではこれより質疑を行います。

○委員（勝野正規君） 2 番の個人所得課税の見直しについての二重丸の 1 点目で、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替ということで、10 万円下げて 10 万円上げる。同額上げるんだか行って来いというふうなんですけれども、何かからくりで事例として不利になるような事例って出てきますか。

○税務課長（宮崎卓也君） 多分、勝野委員がおっしゃっているのは、これ実は所得額が 10 万円行って来いなんですけれども、給与所得控除を 10 万円減らしている関係で、所得額が 10 万円上がるんですね。税額は変わらないんですけど、その人の所得額が 10 万円上がることになるんです。これ実は何が影響してくるかという、所得要件があるいろんな社会保障とか、そういったものに 10 万円上がることによって影響してくる可能性があるんです。そこは国も考えていまして、そうならないような調整措置を施行までの間に全ての関係省庁含めて調整するというは言っておりますので、そういう影響は出てこないと言

っております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 2 時 15 分

再開 午後 2 時 29 分

○委員長（板津博之君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に協議事項 1. 常任委員会での課題抽出（所管事務調査事項）についてを議題といたします。

当委員会として、今後課題となるものをきょうこの場でまたお聞きをしたいと思います。きょうの予算決算委員会のほうでも東美濃ナンバーというのがあれだけ質疑が出ましたけれども、基本的にはこれは今予算決算委員会のほうでやっておる部分になろうかと思います。

ほかの件でも結構ですので、総務企画委員会として所管事務調査に加えて、今後調査していく課題があれば、この場でちょっとお聞きしたいと思いますので、自由闊達な御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 岐阜医療科学大学の件ですが、建設市民委員会とどうすみ分けするかがちょっとわかりませんが、当初予算で 18 億円というふうな補助を市単で出すということが出ておりますけれども、その積算で減らせるところは当然絞っていただきたいんですけれども、建設内容について踏み込むとちょっと建設市民委員会の所管になってしまうのですが、一応入り口はここなんですよね。あと、やはり今後の運用に関して市民の皆さん、特に地元の方々との連携の窓口をどうしていくかとか、それも建設市民委員会になっていくのかな、難しいところがあるんですが、ぜひ継続して今後はいい形で両者がうまくいけるような形でいくためにも、早い段階から情報交換というのはすべきだと思うんですが、ただ総務企画委員会なのかというところが難しいところなんです、一応入り口の 18 億円というのはここからですので、まずちょっと御提案というか、もしあれなら建設市民委員会の委員長に申し送っていただいても結構ですけれども、ちょっと御提案として出させていただきます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。ほかに。

○委員（川合敏己君） きょう報告あったんですけれども、同報系防災行政無線ですね、今後廃止に向かっていくということが、方向性が今回出ております。もちろんすぐメールかとか FM の割り込み放送とかということで、これは総務企画委員会の代表質問を通じて予算でもできたこの FM の割り込み放送もあるんですけれども、やっぱり行政もそれにかわるシステムというのをまたちょっと研究していきたいようなお話がありましたので、議会としてもそういったところで調査研究ができていければなあというふうには思っております。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

そうですね、これも本当に大事な部分かと思imasuので、代替のものを今検討していくということですが、これについてももしっかり注視して、市民にとって利便性のいいものにしていただきたいと思います。

ほかに何か。

○委員（勝野正規君） 予算決算委員会の際に可児委員がおっしゃってくださったんですけども、総合会館の改修はいいんですけど、総合会館分室の跡地利用、繭検定所、それから児童センターでの跡地利用について、ある日突然降ってきたような説明じゃなくて、平成31年4月から多分壊し始めてくるんだから、もう1年猶予があるけれども、土地利用については十分協議していただきたいということです。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

本当にこれも総務企画委員会のいわゆる今後のファシリティーマネジメントの部分にもかかってくると思うんですけども、総合会館分室の跡地利用、それから繭検定所跡地、児童センターとこの3つは有効利用という意味合いにおいて非常に今後必要になってくることだと思いますので、これについても加えていきたいということでもあります。

ほかに。

大体以上のようなことかなとは思いますが、改めて確認させていただきますと、岐阜医療科学大学、これは当初説明をもらったのはこの総務企画委員会として説明も受けておりましたので、建設市民委員会との所管の兼ね合いも出てくるかとは思いますが、これについてしっかりまたいわゆる運用、運営の点でしっかり注視していきたいということですね。

それから2点目として、防災行政無線の今後のあり方ですね。あり方というか、火災放送については廃止ということですが、今まで地域で使っておったもの、これについては当面は継続するということではありますが、代替のものを執行部のほうで考えるということではありますけれども、これについても当委員会のほうでしっかり注視をしていきたいと、研究も含めてやっていきたいということでもあります。

3点目としては、今勝野委員からありました総合会館分室、それから繭検定所、児童センターの跡地利用と、この部分も加えていきたいということで、以上3点でよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。

あと、最後に1点ではありますが、5月に議会報告会、また春の議会報告会があるわけですが、このテーマを毎回お聞きしております。前回、秋の議会報告会の際には災害情報を何で入手されておるかということをお聞きしたんですけども、当委員会として何か5月の議会報告会でテーマとして上げるものがあればきょうお聞きしますけれども。

ただ、議会運営委員会の流れで申し上げると、今座長も見えますけれども、定数報酬という部分ももしかしたら議会報告会実施会議の中で提案がなされることもあるかと思imasuけ

れども、とりあえずこの総務企画委員会としてテーマというのをもし上げるとすればということで、ここでお聞きしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

ないならないということで結構なんですけれども、もしあればということでお伺いしますが、よろしいですかね。

[挙手する者なし]

それでは、議会報告会のほうへは特にテーマはなしということで申し送りをしたいと思います。

それでは、本日の総務企画委員会はこれにて終了といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後2時37分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 3 月 7 日

可児市総務企画委員会委員長